

一般事業主行動計画  
(女性活躍推進法)

社会福祉法人 麗峰会

職業生活と家庭生活との両立ができるようにするため、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 7年10月 1日 ~ 令和12年 3月31日までの期間

2. 内容

目標1:年次有給休暇の取得率を全区分において90%以上とする。  
( 区分 : 男女別、職種別 )

<対策>

令和 7年10月~

- ① 取得状況を随時把握し、必要に応じ会議等で取得状況等の報告を実施する。
- ② 計画的な取得を推進し、意識改革を行う。